

仕 様 書

件 名 : 地区会館等消防用設備点検及び地区会館防火対象物点検業務

業務内容 :

「地区会館等消防用設備点検」

地区会館等（所在地等は別紙①のとおり）の消防用設備等について消防法第17条の3の3による下記点検およびその報告

（前期）総合点検及び外観・機能点検

期間：令和8年7月13日から令和8年10月23日まで

（後期）外観・機能点検

期間：令和9年1月5日から令和9年3月12日まで

外観点検：消防用設備等のヘッド、感知器、水圧送水装置、配管等の機器の適正な配置・破損・漏水等の有無その他主として外観から判別できる事項を確認すること。

機能点検：消防用設備等の機器の機能について外観から、又は簡易な操作により判別できる事項を確認すること。

総合点検：消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより当該消防用設備等の総合的な機能を当該消防用設備等の種類に応じて確認すること。

点検結果の報告及び報告書の作成：

- ・前期、後期とも点検終了後速やかに結果報告書を豊中市に提出すること。
- ・不備箇所の一覧表を作成し提出すること。
- ・前期点検終了後、点検報告書（2部）を提出すること
- ・後期点検終了後、点検報告書（1部）を提出すること

「地区会館防火対象物点検」

地区会館（所在地等は別紙②のとおり）の防火対象物について消防法第8条の2の2による点検およびその報告

そ の 他 : 作業にあたっては、豊中市及び現場（会館管理者等）と日時等の調整を行うこと。

基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行すること。

不当介入に対する報告・届出等について

- （1）受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- （2）報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- （3）受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- （4）報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。